

令和元年10月1日からの幼児教育の無償化に伴い、ファミリー・サポート・センターの利用料も、一部が無償化されています

- 「3～5歳(※1)の子ども」または「0～2歳(※2)の住民税非課税世帯の子ども」のうち、保育の必要性があるにもかかわらず、保育園、認定こども園の保育園部分、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所を利用できていない子どもが対象となります。(4ページ[参考]にてご確認ください)
 - ・ 幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分（以下、幼稚園等という）に在籍している子どもについては、その幼稚園等で実施している預かり保育が一定の時間・日数（※3）に達していない場合のみ対象となります。
- (※1) 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで（以下同じ）
- (※2) 満3歳になった後の3月31日まで（以下同じ）
- (※3) 教育時間を含めた平日の提供時間が8時間以上で、かつ年間実施日数が200日以上
- 無償化の対象となるためには、利用時まで（実際に援助を受けるまで）に保育の必要性の認定を受ける必要があります。（2ページ[手続き1]参照）
 - ・ 認可保育園等の入園申込みを行ったが、空きがない等の事情で入園保留となっている子どもについては、要件に該当する場合、保育の必要性の認定を受けたものとみなされ、認定通知書が発行されますので、認定申請は不要です。
- 3～5歳の子どもは月額37,000円、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円を上限に無償化されます。
 - ・ 幼稚園等に在籍している子どもの場合は、預かり保育の利用料と合わせて月額11,300円が上限となります。（満3歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額16,300円）
 - ・ 他の認可外保育施設等と併せて利用される場合、合計額の上限が上記の額となります。
- ファミリー・サポート・センターの利用内容のうち「送迎」のみの利用の場合（「預かり」を伴わない場合）は対象外となります。また、交通費や飲食費等、実費で支払われる部分は対象外となります。
- ファミリー・サポート・センターの利用料の無償化は、「償還払い」により行われます。償還払いとは、利用料をいったん施設に全額支払い、その後、市へ請求を行うことで、支払った額の全部または一部が支給される仕組みのことをいいます。（3ページ[手続き2]参照）
 - ・ 四半期ごとの支払いとなります。

ファミリー・サポート・センターの無償化に関するお問い合わせ先
広島市 こども未来局 こども青少年支援部
電話：082-504-2623
メールアドレス：ko-shien@city.hiroshima.lg.jp

[手続き 1] 保育の必要性の認定

1. 認定要件

保護者（ひとり親世帯でない場合は父・母とも）が次のいずれかに該当し、家庭で保育することが困難であること

- (1) 1 か月間で48時間以上就労していること
- (2) 出産前後であること（産前・産後8 週が目安）
- (3) 疾病にかかる、負傷している、または心身に障害があること
- (4) 親族を常時介護・看護していること
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- (6) 求職活動をしていること
- (7) 就学していること
- (8) 虐待やDVのおそれがあること

※ 詳細については、各区福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

2. 認定申請窓口

- (1) 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分又は認可外保育施設に在籍している子ども
原則として当該施設を通じて認定申請を行うこととなりますので、当該施設へご確認ください。
- (2) 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分又は認可外保育施設に在籍していない子ども
（または施設への提出が困難な場合）
各区福祉課児童福祉係にて申請を受け付けます。

3. 必要書類

- ・施設等利用給付認定申請書
- ・保護者の在職証明書等、保育の必要性を証明する書類（保育を必要とする理由により異なります）
- ・児童扶養手当受給者証の写し等、世帯状況を証明する書類（ひとり親世帯の場合のみ）
- ※ その他、市町村民税を証明する書類等が必要な場合があります。詳細については、各区福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

4. その他

認定を受ける保護者は、必ず依頼会員と同一の名義にしてください。

保育の必要性の認定に関するお問い合わせ先
各区福祉課児童福祉係

区	電話	区	電話
中区	082-504-2569	安佐南区	082-831-4945
東区	082-568-7733	安佐北区	082-819-0605
南区	082-250-4131	安芸区	082-821-2813
西区	082-294-6342	佐伯区	082-943-9732

【手続き2】 償還払いを受けるための手続き（施設等利用費の請求）

- ・ファミリー・サポート・センターによる援助を受けたときは、これまでどおり利用料の全額をお支払いください。
- ・お支払いの後、提供会員（援助をしていただいた方）から「援助活動報告書（依頼会員控）」が発行されますので、必ず保管しておいてください。
- ・以下のとおり、四半期ごとに請求書を作成し、保管していた援助活動報告書を添えてご提出ください。
市において審査の上、上限額の範囲内で、支払われた利用料の全額又は一部に相当する額を支給します。
- ・詳しくは、広島市ホームページ「幼児教育・保育の無償化」にてご確認ください。

【URL】 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/82/5333.html>

1. 必要書類

- ・施設等利用費請求書（償還払い用）
（3の提出先での配布のほか、上記のホームページからダウンロードできます。）
 - ・援助活動報告書（依頼会員控）
 - ・依頼会員（＝認定を受けた保護者）名義の振込先口座の通帳のコピーなど（初回のみ）
（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義（カタカナ）の記載があるページ）
- ※ 同一期間中にファミリー・サポート・センター以外の無償化対象事業を利用された場合は、他の事業と併せて請求してください。

2. 提出期間等

- ・四半期ごとに請求を受け付け、支払を行います。詳しくは上記のホームページをご確認ください。
- ・請求書の提出から入金までに2～3か月程度を要します。

3. 提出先

- (1) 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分又は認可外保育施設に在籍している子ども
原則として当該施設を通じて提出していただくことになりますので、当該施設へご確認ください。
- (2) 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分又は認可外保育施設に在籍していない子ども
（または施設への提出が困難な場合）
広島市役所 こども未来局 幼保給付課へ、郵送または持参にて提出してください。

償還払いを受けるための手続きに関するお問い合わせ先

広島市 こども未来局 幼保給付課

電話：082-504-2154

メールアドレス：ko-sidou@city.hiroshima.lg.jp

請求書類提出先（郵送または持参）

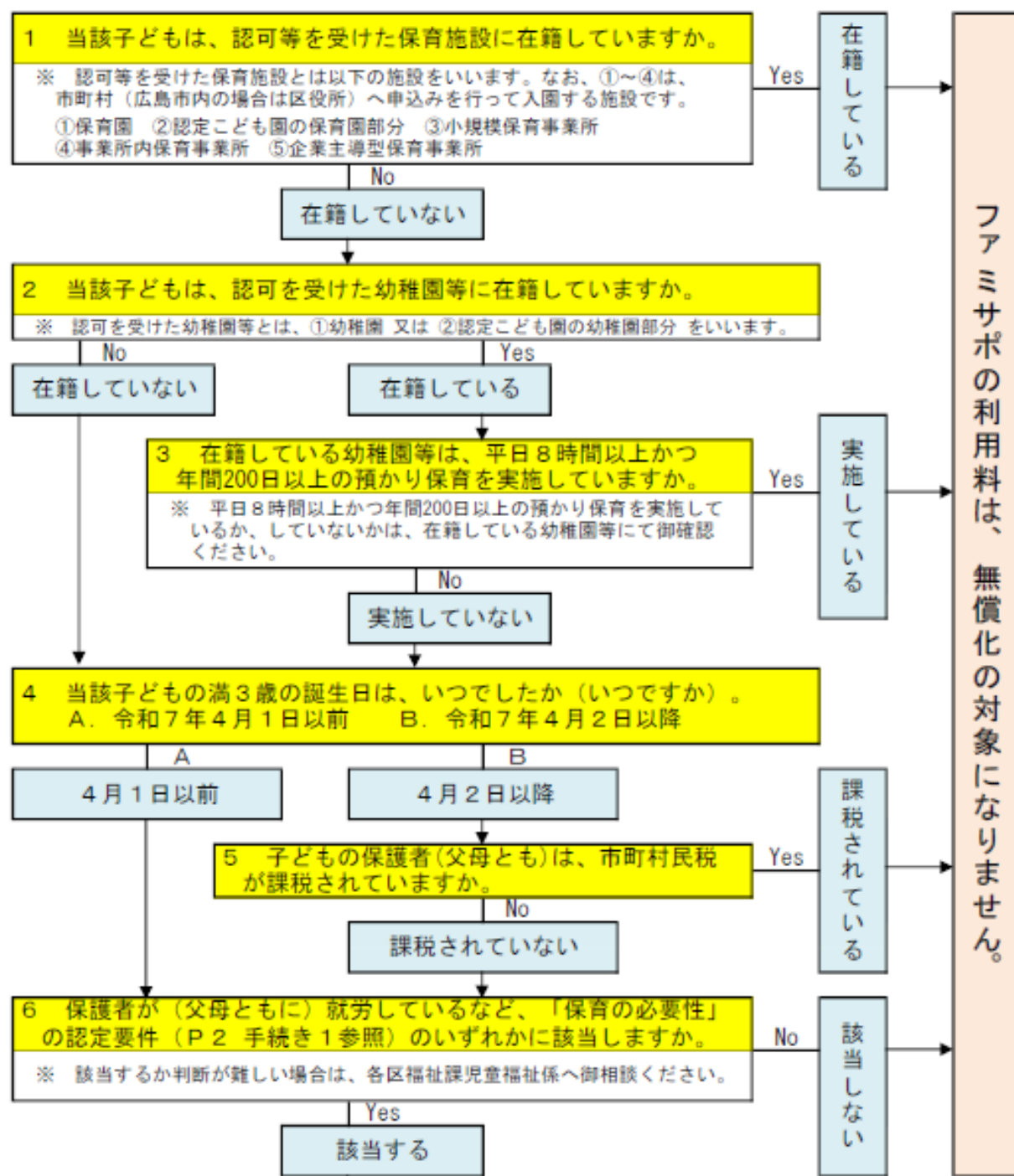
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6-34

広島市 こども未来局 幼保給付課 行

参 考

ファミサポの利用料が無償となる子どもの判定フロー(令和7年度版)



ファミサポの利用料も、限度額の範囲内で無償化の対象になります。

限度額は	問2の答え	問4の答え	限度額（月額）
Yes	在籍している	A 4月1日以前	11,300円
		B 4月2日以降	16,300円
No	在籍していない	A 4月1日以前	37,000円
		B 4月2日以降	42,000円

です。

保育の必要性の認定を受けていない方は、2ページの[手続き1]により、認定を受けていただく必要があります。

※ 市へ保育園等の入園申込みを行ったが、入園保留となっている子どもは、認定を受けているものとみなされます。（[手続き1]は不要です。）